

**令和 8 年度
長崎県市町村総合事務組合職員採用試験案内
【令和 9 年 4 月採用】**

(大学卒業程度 一般行政事務)

長崎県市町村総合事務組合総務課

長崎県市町村総合事務組合の職員採用試験を、次のとおり行います。

1 申込受付期間 令和 8 年 4 月 2 7 日 (月) ~ 令和 8 年 6 月 4 日 (木)

2 第 1 次試験日

日 時 令和 8 年 6 月 2 1 日 (日)

場 所 長崎県市町村会館

(長崎市栄町 4 番 9 号)

3 試験職種、採用予定及び受験資格

試験区分	試験職種	職務内容	採用予定数	受験資格
大学卒業程度	行政	一般行政事務	若干名	平成 9 年 4 月 2 日から 平成 1 7 年 4 月 1 日までに生まれた者

次の各号の一つに該当する者は受験できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第 1 6 条の規定に該当する者

○禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○本組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

○日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

試験の種目		試験の内容
第1次試験	職務能力試験 <BEST-A>	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題。 ※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。 ※「国内外の社会情勢への理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識(社会常識や義務教育の中で学んだことなど)や、ニュース等で報道された内容が出題されます。
	職務適応性検査 <BEST-P>	公的部門の職員としての職務への適応性を、ポイントを絞って性格傾向の面からみる。
	事例式記述試験	現状把握力、課題解決力、主体性、論理的思考力及び文章表現力を評価する記述試験。
第2次試験	人物試験	人柄等についての個別面接(集団面接、集団討論等)による試験。

5 試験の日時、場所及び発表

試験	日時	場所	発表
第1次試験	令和8年6月21日(日)	【試験会場】 長崎県市町村会館 〒850-0875 長崎市栄町4番9号 ※駐車場がありませんので交通機関を利用してください。	令和8年7月上旬頃に文書で通知します。
	入室開始 9時		
	着席 9時40分		
	職務能力試験 10時～11時 (1時間)		
	職務適応性検査 11時10分 ～11時30分(20分)		
	休憩		
着席 12時50分			
	論文 13時～14時 (1時間)		
第2次試験	日時、場所等については、第1次試験合格通知の際にお知らせします。		

6 受験手続及び受付期間

受付期間	令和8年4月27日（月）から令和8年6月4日（木）の8時30分から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。 郵送の場合は、令和8年6月4日までの消印のあるもの限り受け付けます。
申込用紙 請求先	申込用紙は、長崎県市町村総合事務組合総務課で交付します。 申込用紙を請求する際は、封筒の表に「職員採用試験受験申込用紙請求」と朱書き、180円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角型2号/33cm×24cm）を必ず同封してください。
試験の申 込方法及 び申込上 の注意	(ア) 申込用紙には必要事項を記入し、長崎県市町村総合事務組合総務課へ提出のうえ、受験票を受け取ってください。 (イ) 申込書を郵送される方は、封書（簡易書留扱い）にしてください。 なお、郵便はがき欄には、あて先を明記し、85円切手を必ず貼ってください。 (ウ) 申込の際は、必ず申込書に写真を貼ってください。 写真は申込前6か月以内に、帽子をかぶらないで正面から上半身を撮影したもので、本人とはっきりわかるもの（縦5.5cm、横4.5cm程度のもの） (エ) 写真がない場合は受け付けできません。
個人情報 の取扱い	申込者及び第1次試験合格者から取得する個人情報は、長崎県市町村総合事務組合の職員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、職員採用に係る業務に必要な範囲でしか利用しません。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から長崎県市町村総合事務組合管理者によって採用者が決定されます。
- (2) 合格者の数は、採用見込者数と辞退見込者数を基礎として決定します。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合、合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

8 採用予定日

令和9年4月1日

9 給与及び問い合わせ先

- (1) 給与は、長崎県市町村総合事務組合の職員の給与に関する条例に基づいて支給されます。
- (2) 長崎県市町村総合事務組合 総務課

〒850-0875 長崎市栄町4番9号 (Tel: 095-827-5511)